

第20回北広島市子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成20年2月20日（水）18：00～

場所：芸術文化ホール活動室

- 配布資料 ①子ども会議報告書
②札幌市子どもの権利条例検討会議答申書＜概要版＞
③札幌市子どもの権利条例検討会議答申書

議事録

委員長挨拶：

本日は、委員の皆様から推薦いただいた坪井由実（つぼいよしみ）先生をお迎えして勉強する機会を与えられました。重要な時間となると思いますので、真剣に勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

なお、先生のプロフィールにつきましては、事務局よりご紹介願います。

事務局：

-----会議次第にそってプロフィールを紹介する。-----

本日の日程は、坪井先生の学習会と子ども会議の報告となっております。坪井先生のお話のあと、質疑を受けたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

坪井先生の講義内容：

次の項目に沿って概要を掲載。（パワーポイント資料参照）

1. 子どもオンブズ・救済委員とは（1 p）
2. 子どもの権利を代理するとか、救済するということの意味（2 p）
3. 子ども固有のオンブズを設置しなければならない理由（2 p）
4. オンブズに期待されている2つの調整機能（3 p）
 - 5-1. 子ども自身がエンパワメントしていく過程とは（3 P）
 - 5-2. 子どもにとってのオンブズー子どもの「語り」を通して（4 P）
 - 5-3. オンブズ制度は子どもにとって積極的な意義があるか（川西市調査）（4 P）
6. オンブズの仕事（5 P）
7. 救済機関の制度設計（5 P）
8. 三者機関は独立性を保持—第三者性とは何か—（6 P）
9. 救済制度のコスト（財政）（6 P）
- 10.まとめ—子どもが安心できるおとなとの共同を！（7 P）

学習会の概要

1. 子どもオンブズ・救済委員とは

オンブズという言葉は、スウェーデン語で直訳的には「代理」で「代弁者」という意味です。擁護とか救済とかでは言い表すことができない深い意味があり、「おとなが子どもの気持ちを代弁する」ということが重要です。

子どもを代弁する人に、元学校の先生や元教育長など子どもについての利害関係者を入れてはいけません。子どもについて理解している人として教育関係者を推すことがあります、利害関係者ですので、問題です。制度の名称は重要ではなく、子どもの気持ちを代弁するといことが重要です。

2. 子どもの権利を代理するとか、救済するということの意味

既存の相談制度があるのにオンブズ制度を設けるのは、屋上屋を重ねるのではないかという議論がありますが、重ねても問題はありません。

たとえば、虐待されている子どもは、命にかかわるときには、児童相談所が親子分離をして緊急的に一時保護しますが、そうなる前に、虐待を救済できれば意義があることになります。また、被害者・加害者の立場が入れ替わる「いじめ」において、人間的な関係をどう調整していくのかは、先生やスクールカウンセラーに任せればいいのではという考えもありますが、教えられる環境において行政が介入することは、一般的に難しいので、第三者機関として子どもの気持ちを聞きとっていくシステムが必要です。

そして、不登校については、色々な問題背景を抱えているために起こることで、一朝一夕に解決するものではありませんので、関係機関と連携しながら対応しなければなりません。救済システムは、色々な関係機関をつなげて対応しますので、意義があります。

3. 子ども固有のオンブズを設置しなければならない理由

子どもに対する権利侵害は、行政機関によるばかりではなく、学校という基本的な人間関係の中で起こり、権利侵害の実態が見えにくく手遅れになりやすいので、その影響は深刻なものとなり、子ども固有の手法が必要となります。また、救済は、虐待やいじめから子どもを引き離すことだけではなく、教育的であり、子どもの居場所を家庭にも学校にも作っていくもので、「生きづらさ」を克服し、新しい関係を築くことが大切なので、固有な手法が必要となります。

4. オンブズに期待されている 2 つの調整機能

期待されている 2 つの調整機能は、一つ目は、いじめや体罰などの問題を解決するときに、学校や親との間で、「言った」「言わない」、「やった」「やらない」といったことを、子どもの最善の利益を考えながら、調整することです。

二つ目は、子どもたちの生きづらさの原因となっていると思われる人間関係を改善、調整、

修復し、エンパワメントしていくことです。

5－1. 子ども自身がエンパワメントしていく過程とは

5－2. 子どもにとってのオンブズー子どもの「語り」を通して

5－3. オンブズ制度は子どもにとって積極的な意義があるか（川西市調査）

エンパワメントとは、もともと持っている力を引き出すということです。

学校での学習が大きくかかわってきますが、子ども問題を解決するときには、手とり足とりの支援ではなく、子どもが主体的にかかわっていくことです。

子どもにとってのオンブズ制度は、自分自身が主人公であると実感するきっかけになり、具体的には、先生と関係において、先生と向かい合うことができるようになるということです。そしてオンブズ制度で重要なことは、相談と調整・調査の一体化でなければ効果が上げられないということです。ここで危惧することは、電話相談の件数だけがカウントされ、面接相談の実行がなされることです。そしてオンブズ制度を条例で宣言するだけではなく、子どももおとなも利用できることが重要です。特に、教職員は否定的なイメージでとらえる割合が多いので、学校との関係をいかに再構築するかが課題となります。

6. オンブズの仕事

オンブズ制度は、相談・調整・是正勧告・意見表明となります。重要なことは、子ども同士の関係をどう調整するか、子どもと学校の関係をどう調整するかで、「調整機能」を重視することにより、子ども自身が自分を取り戻し成長していくことです。

7. 救済機関の制度設計

体制的には、各市で色々なパターンがありますが、組織的な人数よりも、オンブズを中心にして、いかに相談、調査、調整、勧告などの支援を一体的にすすめ、子どもの権利を回復するかといきを置いていただきたい。一体化することにより、情報が共有化され、子どもの権利回復に向けて機能することになります。

8. 三者機関は独立性を保持—第三者性とは何か—

第三者性とは、当事者間において裁判官的な中立の立場ではなく、子どもの立場にたって、子どもに寄り添って問題を解決する立場で、学校や行政から独立した第三者ということです。このことにより、「子どもオンブズ」の専門性が発揮されます。

9. 救済制度のコスト（財政）

権利条例において財政的な問題をよく聞きますが、それぞれの自治体で、補助金などを活用しながら、工夫して解決するしかないと考えます。

10.まとめー子どもが安心できるおとなの共同を！

いま、学校選択や教育バウチャーなどが話題になっていますが、意識調査の結果を見ますと、閉塞感を子ども・保護者とも感じており、望ましい生き方として、「のんびりしたい」という割合が高くなっています。

子どもが安心して生活するためには、子ども、先生、保護者、行政がいっしょになって、考えてやっていくことが重要です。オンブズが問題解決に前面にでるのではなく、学校、先生、子ども、保護者が共同で考えることが大切で、そのために、オンブズは支援することになります。

質疑応答

○委員

Q：既存の組織にさらに新しい組織を創るよりも、既存の組織をネットワーク化したほうが有効ではないでしょうか。

A：大事なことは、

○傍聴者

Q：札幌市では、状況報告の期限について60日としています。迅速に対応するため60日間は短いと考えますが、いかがですか。

A：子どもの相談については、長期間に渡ることが多いのが実態ですが、札幌市として状況報告の期限として60日としたのは、いいことと考えます。

○委員

Q：子どもの権利が守られているかを検証する権利検証委員の構成についてですが、どのような構成が適切ですか。

A：権利検証委員会の構成としては、制度をよく理解している人を中心に考えていただきたい。考えられる構成は、学校関係者、教育委員会、行政、弁護士、福祉関係、そして子どもを代表する人となります。

○事務局

Q：救済制度について、組織と権限について質問します。組織的には既存の窓口をどのように活用するのでしょうか。次に権限について法的な根拠はどこにあり、上級機関に対して効果があるのでしょうか。

A：コスト的に考えると、相談員を統廃合しているのが実態ですが、福岡県志免町のように低コストで工夫しているところもありますので、どのように専門的資格のある人材を活用するかが重要と考えます。法的な根拠は、地方自治法の第138条の4に規定されており、執行機関の付属機関として位置付けられます。そして「勧告」については、法的には

「強制力がない。」と法的には理解されています。条例による効果ですが、北海道に対しては効果が及ばないのは明らかです。協力してもらうことは可能ではないでしょうか。

事務局：

長時間に渡り、学習会に参加していただきありがとうございました。引き続き、「子ども小委員会」から子ども会議開催について報告いただきます。

子ども小委員会委員長：

子ども会議の報告につきましては、本日配布しております資料を読んでいただきたいと思います。内容としては、1番から8番までが、子ども委員から条例検討委員会に伝えたい内容になっており、裏の③の5つの質問は、検討委員から子ども委員への質問と回答になっています。

本日配布したプリントには含まれてはいませんが、手紙を預かっておりますので、紹介いたします。

『この会議をとおして、おとなが子どものために権利条例を考えていることだけでも十分幸せだなあ、恵まれているなあと感じました。でも、つくるのであれば、やっぱり、私たち子どもの意見を反映させていただきたいと思います。今回でている意見は、私たちの素直な思いであり、日々感じていることです。

直接、条例に組み入れるのは難しいとは思いますが、私たちの思いが反映されたすてきな条例ができる事を期待しています。』

事務局：

次回の検討委員会の開催については、3月中に開催する方向で考えておりますが、日程については、委員長・副委員長と相談し、委員が多数出席できるよう調整しご案内いたします。